

入間市健康福祉センター条例新旧対照表（第1条関係）

改正案				現 行				
別表第2（第10条～第12条関係） 団体利用施設に係る使用料 (単位 円)				別表第2（第10条～第12条関係） 団体利用施設に係る使用料 (単位 円)				
略				略				
備考 スタジオの利用時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後9時まで、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は午前9時から午後5時までとする。								
別表第3（第12条関係） 個人利用施設に係る使用料 (単位 円)				別表第3（第12条関係） 個人利用施設に係る使用料 (単位 円)				
施設名	利用区分	金額		施設名	利用区分	金額		
		65歳未満	65歳以上			65歳未満	65歳以上	
トレーニング室	1回券	400	300	トレーニング室	1回券	300	200	
	回数券（11回券）	4,000	3,000		回数券（11回券）	3,000	2,000	
	障害者	100	100			1箇月定期券	3,000	2,000
	超過料金（2時間ごと）	400	300			3箇月定期券	6,000	4,000
	シャワー使用料	100	100					
備考				備考				
1 トレーニング室の利用時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後9時まで、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は午前9時から午後5時までとする。				1 トレーニング室の利用時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後10時まで、日曜日は午前9時から午後5時までとする。				
2 トレーニング室の利用時間は2時間までとし、2時間を超える利用をした者（障害者を含む。）は超過料金を納付するものとする。なお、超過料金は2時間を超える利用をするごとに納付するものとする。				2 トレーニング室を使用できる者は、15歳以上（中学生は除く。）で、センターが行う講習を受けた者とする。				

3 トレーニング室を使用できる者は、15歳以上（中学生を除く。）で、センターが行う講習を受けた者とする。

4 障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通知別紙）に基づく療育手帳の交付を受けている者とする。

5 市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有しない者（市内に在勤又は在学する者を除く。）の使用料は、倍額とする。

3 市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有しない者（市内に在勤又は在学する者を除く。）の使用料は、倍額とする。

入間市健康福祉センター条例新旧対照表（第2条関係）

改正案			現行			
別表第3（第12条関係） 個人利用施設に係る使用料 (単位 円)			別表第3（第12条関係） 個人利用施設に係る使用料 (単位 円)			
施設名	利用区分	金額	施設名	利用区分	金額	
					65歳未満	65歳以上
トレーニング室	1回券	400	トレーニング室	1回券	400	300
	回数券（11回券）	4,000		回数券（11回券）	4,000	3,000
	障害者	100		障害者	100	100
	超過料金（2時間ごと）	400		超過料金（2時間ごと）	400	300
	シャワー使用料	100		シャワー使用料	100	100
備考 略			備考 略			